

警報発令時の休校規定について

天候不順により、板橋区に大雨・洪水・暴風のいずれかの警報が出ている時、または同様に大雪・暴風雪の警報が発令されている時、対応は以下のように規定する。

- (1) 午前6時の時点で警報が出ているとき
→自宅待機とする。
- (2) 午前11時の時点で警報が解除されているとき
→5校時(13:25)より授業を行う。(13:00HR)
- (3) 午前11時の時点で警報が出ているとき
→臨時休校とする

警報の情報は、気象庁HP・気象情報(177)・NHKニュース等で確認できる。

学校は休校ではないが、居住地区に警報、交通機関の乱れがあったとき、その際の出席については個別に考慮するので無理に登校しないこと。

規定外の警報・悪天候・災害・交通機関の乱れ等は、別途判断する。

上記(1)～(3)の対応の場合でも、規定外の対応の場合でも、Twitterにより対応を発信する。

学校のHPには、午前9時以降に情報を掲載する。

学校への電話等の問い合わせはしないこと。

警報の有無にかかわらず、荒天時には十分に安全を確保すること。

※令和5年度 生徒手帳(学校生活のきまり 1. 登校・下校 (4)警報発令時の休校規定)より引用